

令和元年10月16日

株式会社プラスワンに対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、株式会社プラスワンに対し、同社が供給する鶏の「もも」と称する部位を使用した唐揚げ及び当該唐揚げを含む商品に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

名 称 株式会社プラスワン（法人番号 9140001093467）
所 在 地 神戸市兵庫区中道通一丁目1番7号
代 表 者 代表取締役 小林 弘幸
設立年月 平成26年3月
資 本 金 100万円（令和元年10月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

「からあげ専門店こがね」と称する店舗のうち別表「店舗」欄記載の店舗において供給する鶏の「もも」と称する部位（以下「鶏もも肉」という。）を使用した唐揚げ及び当該唐揚げを含む商品の各商品

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

別表「店舗」欄記載の店舗の看板又は軒先テント

(イ) 表示期間

別表「表示期間」欄記載の期間

(ウ) 表示内容（表示例：別紙）

例えば、塚本店の看板において、「からあげ専門店 こがね」及び「国産若鶏使用 絶品あげたて」と表示するなど、別表「店舗」欄記載の店舗において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、対象商品には、国産の鶏もも肉を使用しているかのように示す表示をしている又は表示をしていた。

イ 実際

対象商品には、**別表**「ブラジル連邦共和国産の使用割合」欄記載のとおり、全て、ほとんど全て又は3割程度、ブラジル連邦共和国産の鶏もも肉を使用している。

(3) 命令の概要

ア **別表**「店舗」欄記載の店舗のうち新開地本店を除く店舗について、前記(2)の表示をしている行為を速やかに取りやめること。

イ 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、それぞれ、対象商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

ウ 再発防止策を講じて、これを従業員に周知徹底すること。

エ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 03 (3507) 9239

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所取引課

電 話 06 (6941) 2175

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/

別表

店舗	表示期間	表示内容	ブラジル連邦共和国産の使用割合
塚本店	平成２８年２月１日以降	「からあげ専門店 こがね」及び 「国産若鶏使用 絶品あげたて」	全て
緑橋店	平成３０年６月１日以降	「からあげ専門店 こがね」及び 「国産若鳥使用 絶品あげたて」	全て
西田辺店	平成２９年８月１日以降	「からあげ専門店 こがね」及び 「国産若鳥使用 絶品あげたて」	全て
花園店	平成３０年１月１６日以降	「からあげ専門店 こがね」及び 「絶品あげたて 国産若鳥使用」	全て
住吉店	平成２５年１１月１５日以降	「からあげ専門店 こがね」及び 「国産若鳥使用 絶品あげたて」	ほとんど全て
新開地本店	平成２３年３月１５日から 令和元年６月５日までの間	「からあげ専門店 こがね」及び 「国産若鳥使用 絶品あげたて」	３割程度
板宿店	平成２５年４月１５日以降	「からあげ専門店 こがね」及び 「国産若鳥使用 絶品あげたて」	３割程度
尼崎店	平成２７年３月１３日以降	「からあげ専門店 こがね」及び 「国産若鳥使用 絶品あげたて」	全て
園田店	平成２８年７月２６日以降	「からあげ専門店 こがね」及び 「国産若鳥使用 絶品あげたて」	全て
西宮北口店	平成２６年１１月１４日以降	「からあげ専門店 こがね」及び 「国産若鳥使用 絶品あげたて」	全て
伊丹店	平成２８年７月１２日以降	「からあげ専門店 こがね」及び 「国産若鳥使用 絶品あげたて」	全て



○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

2 （省略）

（報告の徴収及び立入検査等）

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 （省略）

（権限の委任等）

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 （省略）

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 （省略）

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（消費者庁長官に委任されない権限）

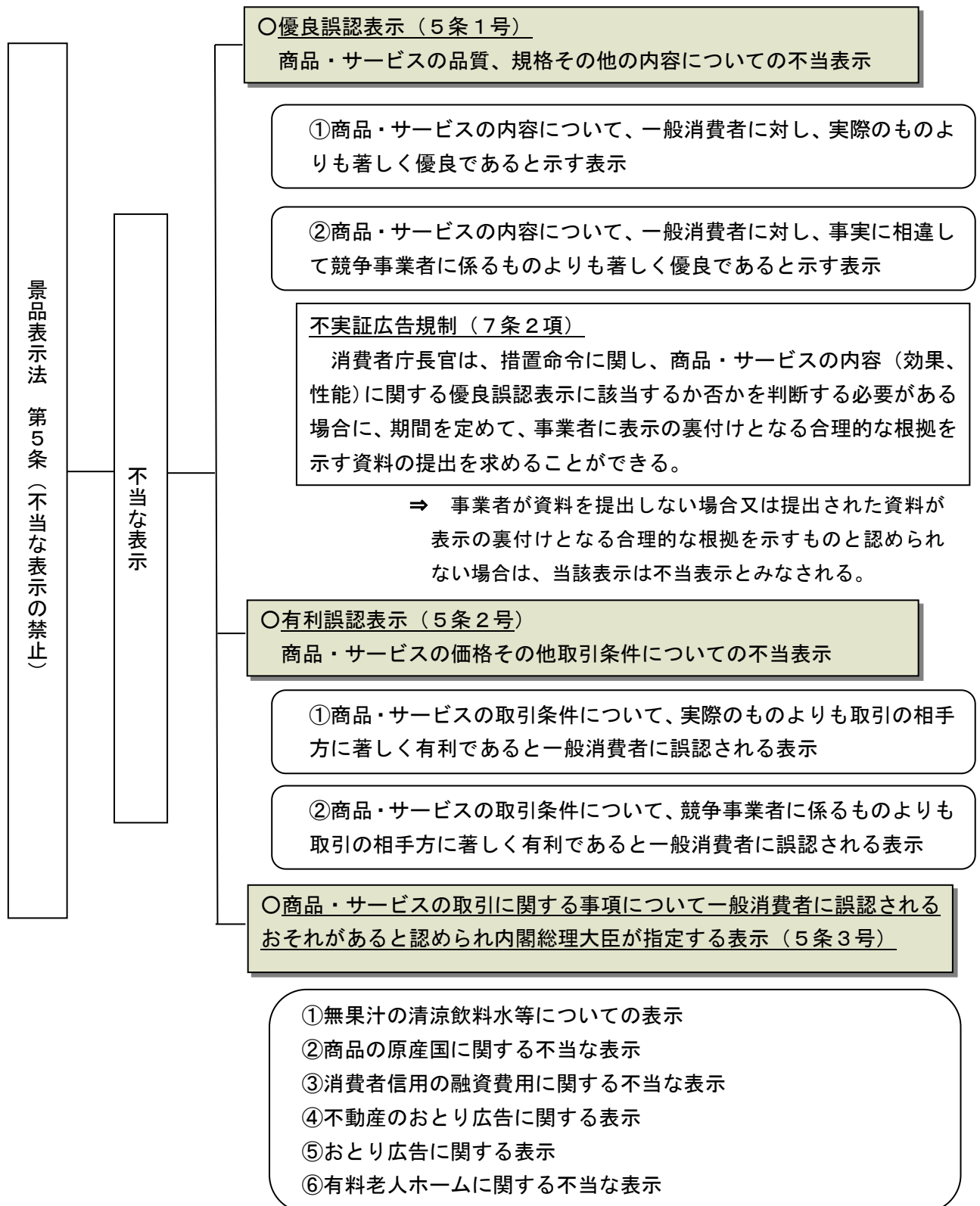
第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

（公正取引委員会への権限の委任）

第十五条 法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。

ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

景品表示法による表示規制の概要



消表対第823号
令和元年10月16日

株式会社プラスワン

代表取締役 小林 弘幸 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が運営する「からあげ専門店こがね」と称する店舗のうち別表1「店舗」欄記載の店舗において供給する鶏の「もも」と称する部位（以下「鶏もも肉」という。）を使用した唐揚げ及び当該唐揚げを含む商品の各商品（以下これらを併せて「本件商品」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っている又は行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、本件商品の取引に関し、次に掲げる表示をしている行為を速やかに取りやめなければならない。

ア 本件商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、塚本店の看板において、平成28年2月1日以降、「からあげ専門店 こがね」及び「国産若鶏使用 絶品あげたて」と表示するなど、別表2「店舗」欄記載の店舗の看板又は軒先テントにおいて、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品には、国産の鶏もも肉を使用しているかのように示す表示

イ 実際には、本件商品には、別表2「ブラジル連邦共和国産の使用割合」欄記載のとおり、全て、ほとんど全て又は3割程度、ブラジル連邦共和国産の鶏もも肉を使用

- (2) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(ア) 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、塚本店の看板において、平成28年2月1日以降、「からあげ専門店 こがね」及び「国産若鶏使用 絶品あげたて」と表示するなど、別表1「店舗」欄記載の店舗の看板又は軒先テントにおいて、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品には、国産の鶏もも肉を使用している

かのように示す表示をしていたこと。

(イ) 実際には、本件商品には、別表1「ブラジル連邦共和国産の使用割合」欄記載のとおり、全て、ほとんど全て又は3割程度、ブラジル連邦共和国産の鶏もも肉を使用していたこと。

イ 前記ア(ア)の表示は、前記ア(イ)のとおりであって、それぞれ、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、前記(2)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (4) 貴社は、今後、本件商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、前記(2)アの表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (5) 貴社は、前記(1)に基づいてとった措置、前記(2)に基づいて行った周知徹底及び前記(3)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社プラスワン（以下「プラスワン」という。）は、神戸市兵庫区中道通一丁目1番7号に本店を置き、鶏の唐揚げ等の製造販売業を営む事業者である。
- (2) プラスワンは、自ら運営する「からあげ専門店こがね」と称する店舗において、本件商品を一般消費者に販売している。
- (3) プラスワンは、本件商品に係る看板及び軒先テントの表示内容を自ら決定している。
- (4) ア プラスワンは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、塚本店の看板において、平成28年2月1日以降、「からあげ専門店 こがね」及び「国産若鶏使用 絶品あげたて」と表示するなど、別表1「店舗」欄記載の店舗の看板又は軒先テントにおいて、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品には、国産の鶏もも肉を使用しているかのように示す表示をしている又は表示をしていた。

イ 実際には、本件商品には、別表1「ブラジル連邦共和国産の使用割合」欄記載のとおり、全て、ほとんど全て又は3割程度、ブラジル連邦共和国産の鶏もも肉を使用している。

3 法令の適用

前記事実によれば、プラスワンは、自己の供給する本件商品の取引に関し、それぞれ、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す

ことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしている又は表示をしていたものであり、これらの表示は、それぞれ、景品表示法第5条第1号に該当する表示であって、かかる行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注） 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表 1

店舗	表示期間	表示内容	ブラジル連邦共和国産の使用割合
塚本店	平成28年2月1日以降	「からあげ専門店 こがね」及び 「国産若鶏使用 絶品あげたて」	全て
緑橋店	平成30年6月1日以降	「からあげ専門店 こがね」及び 「国産若鳥使用 絶品あげたて」	全て
西田辺店 (別添写し)	平成29年8月1日以降	「からあげ専門店 こがね」及び 「国産若鳥使用 絶品あげたて」	全て
花園店	平成30年1月16日以降	「からあげ専門店 こがね」及び 「絶品あげたて 国産若鳥使用」	全て
住吉店	平成25年11月15日以降	「からあげ専門店 こがね」及び 「国産若鳥使用 絶品あげたて」	ほとんど全て
新開地本店	平成23年3月15日から令和元年6月5日までの間	「からあげ専門店 こがね」及び 「国産若鳥使用 絶品あげたて」	3割程度
板宿店	平成25年4月15日以降	「からあげ専門店 こがね」及び 「国産若鳥使用 絶品あげたて」	3割程度
尼崎店	平成27年3月13日以降	「からあげ専門店 こがね」及び 「国産若鳥使用 絶品あげたて」	全て
園田店	平成28年7月26日以降	「からあげ専門店 こがね」及び 「国産若鳥使用 絶品あげたて」	全て
西宮北口店	平成26年11月14日以降	「からあげ専門店 こがね」及び 「国産若鳥使用 絶品あげたて」	全て
伊丹店	平成28年7月12日以降	「からあげ専門店 こがね」及び 「国産若鳥使用 絶品あげたて」	全て

別表 2

店舗	表示期間	表示内容	ブラジル連邦共和国産の使用割合
塚本店	平成 28 年 2 月 1 日以降	「からあげ専門店 こがね」及び 「国産若鶏使用 絶品あげたて」	全て
緑橋店	平成 30 年 6 月 1 日以降	「からあげ専門店 こがね」及び 「国産若鳥使用 絶品あげたて」	全て
西田辺店	平成 29 年 8 月 1 日以降	「からあげ専門店 こがね」及び 「国産若鳥使用 絶品あげたて」	全て
花園店	平成 30 年 1 月 16 日以降	「からあげ専門店 こがね」及び 「絶品あげたて 国産若鳥使用」	全て
住吉店	平成 25 年 11 月 15 日以降	「からあげ専門店 こがね」及び 「国産若鳥使用 絶品あげたて」	ほとんど全て
板宿店	平成 25 年 4 月 15 日以降	「からあげ専門店 こがね」及び 「国産若鳥使用 絶品あげたて」	3 割程度
尼崎店	平成 27 年 3 月 13 日以降	「からあげ専門店 こがね」及び 「国産若鳥使用 絶品あげたて」	全て
園田店	平成 28 年 7 月 26 日以降	「からあげ専門店 こがね」及び 「国産若鳥使用 絶品あげたて」	全て
西宮北口店	平成 26 年 11 月 14 日以降	「からあげ専門店 こがね」及び 「国産若鳥使用 絶品あげたて」	全て
伊丹店	平成 28 年 7 月 12 日以降	「からあげ専門店 こがね」及び 「国産若鳥使用 絶品あげたて」	全て

別添写し

